

2024年5月31日（金）

東京矯正歯科学会
会長 西井康先生

（公社）日本矯正歯科学会
医療問題検討委員会
委員長 宮澤 健
副委員長 中納治久

【小児の不正咬合に関する大規模調査のお願い】

謹啓 平素は学会運営に関してご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

現在、学校保健安全法第3節の規定に基づいて文部科学省は「学校歯科医の活動指針」を示し、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において児童生徒健康診断（歯及び口腔の疾病及び異常の有無）が行われています。保険調査票には「歯並びで心配なところがある（指しゃぶり、爪かみ等の癖がある）」が挙げられており、歯列・咬合の状態を検査しています。しかし、歯列・咬合の異常を指摘され歯科医院を受診しても、矯正治療は健康保険が効かないことも多く、「子供の矯正治療を保険導入して欲しい」との声が高まっています。その結果、令和6年度診療報酬改定において、学校歯科検診で不正咬合の疑いがあると判断され、歯科医療機関を受診した患者に対して、歯科矯正治療の保険適用の可否を判断するために必要な検査・診断等を行う場合に「歯科矯正相談料」が評価されました。

一方、厚生労働省は「子ども・子育て支援」政策として、子どもを生き育てることに喜びを感じられる社会を目指して、「次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。」と述べています。子どもが身体的・精神的に成育できる環境を整えることは、国を正常な状態で維持・継続するために必要不可欠な政策です。そこで、「子ども・子育て支援」政策として「重篤な不正咬合に対する矯正治療」の一部を保険導入する事が考えられます。

そこで本学会は、「小児矯正 保険に関する小委員会」を立上げ、現在保険適応でない重症度の高い不正咬合を保険適応することが可能か検討する事になりました。小委員会は、歯科疾患実態調査や英国で用いられている矯正治療必要度（Index of Orthodontic Treatment Need：以下 IOTN）を参考に、小児の不正咬合に関する大規模調査を行い、日本における不正咬合の実態を調査する事としました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが下記実態調査のURLにアクセス頂き、ご入力の上、ご送信いただきますようお願い申し上げます。令和6年8月31日（土）を締切りとさせていただきます。国民の健康増進の為、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、本調査は（公社）日本矯正歯科学会 100周年記念事業学術研究プロジェクトに採択

2024年5月31日（金）

された事業であることを申し添えます。

敬白

記

○入力締切：令和6年8月31日（土）

○入力用URL：<https://oha1.hetempl.net/jos/form/project100/>



○回答は、それぞれの医療機関が単独で入力して下さい。

なお、各医療機関からの回答は一回限りです。重複して回答しないように注意してください。

○倫理委員会に関して

多機関共同研究として昭和大学「人を対象とする研究等に関する倫理委員会」にて一括審査を行い、承認されました（承認番号；22-215-A）。

なお、研究実施機関長の実施許可の手続きを行うに際し、研究代表者である昭和大学の倫理委員会で一括審査された書類が必要な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

※「小児の不正咬合に関する大規模調査」研究代表者 昭和大学歯学部 歯科矯正学講座 教授 中納治久 (nakanou@dent.showa-u.ac.jp)

【問合せ先】

公益社団法人 日本矯正歯科学会 事務局 e-mail； gakkai11@kokuhoken.or.jp

住所；〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3F